

人々が集い、にぎわいのある元気なまち

基本目標

3

都市基盤

【にぎわいの施策】

施策

3-1-1

計画的な土地利用の推進

目的

市内全域において計画的に土地利用が行われ、市街地と農地・自然の調和のとれたまちにすること。

現状と課題

- ・人口増加の沈静と高齢化、高度成長期を中心に開発された市街地の成熟化など、地域社会や都市の変化のなかで、環境・景観への意識や身近な生活空間へ関心が高まっています。また、* 地方分権・地域主権改革の推進などを背景として、地域の自主性や特性を生かしたまちづくりが求められています。
- ・本市の面積は 6,598ha であり、市域の約 3 割が * 市街化区域で、残り約 7 割は * 市街化調整区域となっています。土地利用については、宅地が約 3 割、農地・山林・原野などが約 4 割で、その他は道路、水路、公園などの公共用地として利用されています。
- ・* ベッドタウンとしての性格を有する本市では、通勤通学の移動拠点である鉄道駅を中心として住居系市街地が展開されており、市街化区域の多くが鉄道駅から 1 km の圏域に包含され、* コンパクトな市街地が形成されています。一方、国道 16 号、4 号、4 号バイパスおよび * 東埼玉道路沿道の市街化調整区域では、交通利便性の高さから都市的土地利用の要望が強く、計画的な立地誘導を図ることが望まれます。

■施策の方向性

□ * 都市計画マスタープランなどの推進

- ・長期的な都市づくりの目標および都市の整備における基本的な方針・方策を示す「都市計画マスタープラン」に基づいて、地域の特性に応じた施策の推進に取り組みます。

□ 社会情勢・地域特性に応じた土地利用の見直し

- ・社会経済情勢の変化に伴う土地利用の動向を把握し、適切な * 用途地域の指定を推進します。また、将来の市街化編入などの展望を見極めつつ、必要に応じた都市計画の見直しを図り、地域の実情に即したまちづくりを進めます。
- ・市街化調整区域については、土地利用構想に基づき、地域住民が主体となっていくまちづくりを促進します。とくに、庄和インターチェンジ交差点周辺地区については、産業系土地利用への転換を推進するとともに、八丁目地区などの国道 16 号・4 号・4 号バイパスなどの沿道については、適切な土地利用を誘導します。⇒成果指標①

□ 土地利用の適正な規制と誘導

- ・新たな市街地整備を含め、安全で魅力ある市街地の形成と住みやすい住環境をつくるため、開発事業の特性に応じた手続きや基準を定め、都市づくりに寄与する計画的開発を誘導し、無秩序な開発の抑制に努めます。
- ・市街化調整区域内の産業系土地利用については、交通利便性が高い国道などの沿道利用を含め、土地利用構想に基づいた計画的開発を適切に誘導するとともに、住居系土地利用については、駅近傍などの地理的利便性が高い地域について、無秩序な * スプロールを防止し、周辺環境の保全上支障がない計画的開発についても適切に誘導します。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① まちづくりエリア内での新たな土地利用面積		9.7ha (平成 23 年度)	51.7ha (平成 29 年度)
指標値の根拠	まちづくりエリア内について、年間 7ha 程度の新たな土地利用を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・地域のまちづくり意識が高く、地域住民が主体となってまちづくりを進めることが望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
都市計画総務事務	・地域の特性を守り活かしつつ、地域との*協働・参画により、建物の用途や規模などきめ細やかにコントロールすることで質の高い土地利用を推進します。
開発調整事務	・都市計画法に基づく開発申請の規定に基づく届出、許可申請、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に基づく申請の審査を行い、秩序ある土地利用の誘導を図ります。
土地利用推進事業	・「まちづくりエリア」について、魅力ある都市づくりに寄与する計画開発を誘導し、計画的な都市的土地利用を推進し、産業振興による活性化を推進します。
庄和インター周辺整備事業	・計画的な土地利用を推進していくため、地区内主要幹線道路の一部について整備を行います。

■個別計画

- ・春日部市都市計画マスタープラン

施策

3-1-2

魅力ある中心市街地の創出

目的

春日部駅周辺が快適でにぎわいのある中心市街地になること。

現状と課題

- 春日部駅周辺は東武鉄道伊勢崎線（愛称：東武スカイツリーライン）と野田線により市街地が東西に分断され、さらに、* 開かずの踏切などにより人も車も自転車も回遊できない状況から、市民生活や商業業務機能に大きな影響を与えています。これらを解消するため、* 連続立体交差事業の早期実現が求められています。
- 春日部駅東口地区は、マンションなどの建設が進んでいますが、都市基盤整備が遅れており、小規模な店舗、老朽化した木造住宅が密集しています。今後は、都市基盤整備を行うとともに土地の高度利用を図るなど、建物の更新を進めていく必要があります。一方、西口地区については、都市基盤整備がなされ、大規模な商業施設やふれあい拠点施設も立地しています。今後は、分散している商業核などを結ぶ* 回遊軸を整備し、にぎわいづくりを図る必要があります。さらに連続立体交差事業にあわせて、東西市街地を一体化させるための道路などを整備して中心市街地全体の回遊性を高め、中心市街地を多彩な交流の舞台として演出する必要があります。
- 本市は、平成 11 年 3 月に「第 5 次 * 首都圏基本計画」において、首都圏における * 広域連携拠点（業務核都市）として位置づけられ、平成 18 年 3 月には、国の同意を得て「* 春日部・越谷業務核都市基本構想」が策定されました。これにより春日部駅周辺地区（春日部中心地区）においては、業務機能、商業機能などの集積を高めるとともに、地域資源を活用した特色ある都市の創出を図っていく必要があります。

■施策の方向性

□連続立体交差事業の推進

- 春日部駅周辺の総合的な交通の円滑化、市街地の分断の解消、都市の拠点性の強化などを図るため、引き続き、連続立体交差事業と関連まちづくり事業を推進します。⇒成果指標①
- 春日部駅については、連続立体交差事業にあわせ交通結節機能の強化、東西交通の円滑化、利用者の利便性向上を図るため、東西自由通路と一体となった駅施設および駅前広場の改築などの整備を推進します。
- 連続立体交差事業により生み出される高架下については、商業・業務施設、公益利便施設などの導入を推進します。

□連続立体交差事業と一体となったまちづくりの推進

- 土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、建物の共同化、不燃化、あわせて主要な都市基盤施設の整備などを推進します。
- 駅に隣接する市街地は、駅前商業核と都市居住ゾーンの形成を図るため、地区の特性に応じた都市基盤整備などを行うことにより、商業機能を中心とした機能集積を誘導し、にぎわいの創出を図ります。
- 多目的に長時間楽しく過ごせる中心市街地を形成するため、自動車優先から歩行者・自転車優先に転換し、安全な道路のネットワークを整備します。
- 中心市街地の面的な回遊を生み出すため、* 都市計画道路など（中央通り線、古利根川右岸線、（仮称）春日部駅東西連絡道路）の整備を進め、あわせて駅と 3 つの商業核、商店街をつなぐ歩行者動線を形成します。⇒成果指標②

- ・緑豊かな潤いのあるシンボル空間を創出するため、恵まれた公共空間を活用し、駅前広場、駅前通り、市役所通りなどの再整備を進めます。
- ・粕壁宿、古利根川、彫刻などの地域資源を有効に活用し、歴史・文化を感じる街並みの形成を図るとともに、散策を楽しめる歩行空間を創出します。⇒成果指標②

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 連続立体交差事業の進捗状況		着工準備採択済 (平成 23 年度)	事業認可 (平成 29 年度)
指標値の根拠	現状では都市計画決定に向けて準備を進めているところであるため、事業認可取得を目標値とします。		
② 中心市街地（春日部駅周辺）の歩行者・自転車の交通量		5,622 人 (平成 23 年度)	5,790 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	春日部駅付近（3 カ所）における平日 8 時間（午前 9 時から午後 5 時まで）の歩行者・自転車の交通量の 3% 増加を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・連続立体交差事業や関連基盤整備の施工に際して、理解と協力が望めます。
- ・中心市街地としての適切な土地利用が望めます。

■主な事業

事業名	事業内容
連続立体交差推進事業	・春日部駅周辺にある多数の踏切を除去し、交通渋滞、踏切事故などを解消し、分断されている市街地を一体化して、住民や来街者の利便性を高め、中心市街地の活性化を図ります。
春日部駅西口環境整備事業	・会之堀川雨水幹線の整備と、その上部を利用して歩道と自転車通行帯を設置することで、自転車道のネットワーク化、賑わいの創出を図ります。

■個別計画

- ・春日部市中心市街地活性化基本計画
- ・春日部市中心市街地まちづくり計画
- ・春日部市都市計画マスタープラン

施策

3-1-3

安全で良好な市街地の形成

目的 市街地が安心して安全に暮らせるようになること。

現状と課題

- ・ 既存市街地においては、都市計画決定がなされながら休止状態となっている*土地区画整理事業地区があるなど、*面的整備が遅れている地区があり、これらの地区の基盤整備を促進する必要があります。また、道路や公園などの都市基盤の整備が立ち遅れている地域もあり、これらの整備が早急に求められています。
- ・ 中心市街地を除く駅周辺地域においては、道路が未整備の地区もあるため、通勤、通学、買物の利便性や防災性の観点などから整備が必要となっています。
- ・ 市民満足度を重視した個性豊かで良好な市街地形成を推進するためには、行政はもとより市民や企業など、地域社会を構成する人々の意見をまちづくりに反映させる仕組みづくりが必要です。

■施策に関する参考情報

【土地区画整理事業一覧】

地 区 名	施行面積 (ha)	施行年度	施行主体
内牧第一	43.6	昭和 39 年～昭和 44 年	春 日 部 市
西部第一	15.8	昭和 39 年～昭和 44 年	組 合
西部第三	23.3	昭和 40 年～昭和 51 年	春 日 部 市
岩槻春日部	3.9	昭和 41 年～昭和 45 年	埼 玉 県
西部第二	120.3	昭和 41 年～昭和 54 年	春 日 部 市
藤塚	14.9	昭和 45 年～昭和 51 年	組 合
千間台	5.6	昭和 45 年～昭和 57 年	春 日 部 市
内牧第二	57.1	昭和 46 年～昭和 54 年	組 合
西部第六	84.8	昭和 46 年～昭和 55 年	春 日 部 市
藤塚第二	20.4	昭和 48 年～昭和 52 年	組 合
藤塚新川	8.7	昭和 50 年～昭和 56 年	組 合
梅田	8.0	昭和 50 年～昭和 56 年	組 合
西部第七	45.8	昭和 52 年～昭和 59 年	春 日 部 市
豊野工業団地	50.6	昭和 54 年～昭和 58 年	春 日 部 市
梅田第二	18.3	昭和 59 年～平成 6 年	組 合
南一丁目	1.77	昭和 63 年～平成 1 年	個 人 共 同
春日部駅東口駅前	1.9	昭和 57 年～平成 8 年	組 合
新方袋東	3.0	平成 4 年～平成 15 年	組 合
藤塚新田	2.1	平成 5 年～平成 14 年	組 合
浜川戸	0.96	平成 8 年～平成 9 年	組 合
藤塚第三	3.6	平成 12 年～平成 19 年	組 合
春日部駅西口南	4.15	平成 13 年～平成 17 年	組 合
宝珠花	44.3	昭和 26 年～昭和 27 年	埼 玉 県
西金野井第二	33.6	平成 2 年～	春 日 部 市
西部第二（内谷地区）	17.2	未 施 行	未 施 行
八木崎駅前	33.6	未 施 行	未 施 行
西金野井第一	31.4	未 施 行	未 施 行

■施策の方向性

□市街地整備事業の推進

- ・水や緑などの自然と都市の快適性や利便性が調和・共存する良好な市街地を計画的に形成するため、土地区画整理事業を推進し、快適で便利な市街地を創出します。⇒**成果指標①**
- ・市街地整備に際しては、景観に配慮した美しく秩序あるまちづくりの実現を目指します。
- ・西金野井第二地区の土地区画整理事業については、残事業のコスト縮減に努め早期完成を目指します。

□* 地区計画の推進

- ・都市計画決定がなされながら休止状態となっている土地区画整理事業予定地区において、道路、公園など一定の都市基盤が整備されている区域については、住民との合意形成を図りながら、地区計画など新たな整備手法によるまちづくりを推進します。⇒**成果指標②**
- ・市民・企業・行政の* 協働により、地域のきめ細かなルールづくりによる適正な建物の立地を誘導する地区計画を策定するなど、地域住民の意向・意見を配慮したまちづくりを推進します。⇒**成果指標③**

□地域の中心となる駅周辺まちづくりの推進

- ・商業・業務機能の集積と住環境の整備を図るため、各駅周辺の市街地整備を進めるとともに、土地区画整理事業などの推進により、快適で便利な都市空間を創出します。

□適正な規制・誘導による住環境の整備

- ・民間の宅地開発に関しては、事業者に対して、都市づくりの基本理念への理解と公共施設整備などに関する協力を求めるとともに、適正な規制と誘導により、良好な宅地の供給を促進します。
- ・良好な居住環境の整備を図るため、適正な建築計画の指導および紛争の防止・調整に努めます。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 西金野井第二土地区画整理事業（施行中）の進捗率		85.3% （平成 23 年度）	99.5% （平成 29 年度）
指標値の根拠	西金野井第二土地区画整理事業の総事業費（90 億円）に対する進捗率を目標とします。		
② 土地区画整理事業から地区計画など新たな整備手法への転換面積		0ha （平成 23 年度）	50.8ha （平成 29 年度）
指標値の根拠	住民と行政との共同による新たなまちづくりを検討していく地区（内容谷地区、八木崎地区）の面積を目標とします。		
③ 地区計画の数		20 地区 （平成 23 年度）	26 地区 （平成 29 年度）
指標値の根拠	南桜井駅周辺地区で 1 地区、区画整理区域で 4 地区、* 市街化調整区域で 1 地区の合計 6 地区を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・用地の提供、建物の移転などの事業への協力が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
土地区画整理事務	・ 長期未着手地区の整備手法の検討を行い、区域内住民への建築制限などの負担軽減を図り、災害に強く安心・安全な住環境の整備を推進します。
西金野井第二土地区画整理事業	・ 西金野井地区において、公共施設の整備改善や土地の区画を整え、宅地の利用促進を図る事業を推進します。

■個別計画

- ・春日部市都市計画マスタープラン

施策

3-1-4

市民が主体となったまちづくりの推進

目的

地域の特色を活かした街並みや景観形成がなされた良好な住環境をつくること。

現状と課題

- ・社会経済の成熟化に伴い、都市も単に利便性や効率性を追求するだけでなく、ゆとりや豊かさを重視する方向に変わりつつあります。今後は、環境との共生、高齢化への対応、都市機能の充実、定住の促進、身近な生活環境の充実などを念頭におき、魅力ある豊かな住環境の創出が求められています。
- ・住宅は最も基本的な生活空間であり、その質を高めることが、豊かな生活を創造する基礎条件と位置づけられますが、社会情勢の変化による土地利用の高度化により、日照問題、プライバシー、圧迫感、風害などの紛争が生じつつあり、これらの問題の防止および調整が求められています。
- ・本市では、* 景観アドバイザー制度を導入するなど、周辺環境を考慮して公共建築物などの整備を行っていますが、魅力ある都市づくりを進めるためには、さらに都市空間の質的充実を図っていく必要があります。
- ・* 地区計画制度や* 建築協定制度的適用によって、良好な住環境が保たれている地区もありますが、地域性に考慮した景観づくりを推進することも不可欠なため、今後も引き続き、地区の環境にふさわしい街並みの形成や良好な住環境の整備を図っていく必要があります。

■施策の方向性

□地域住民の参加によるルールづくりの推進

- ・都市計画手続条例および* 景観条例を活用し、地区のまちづくりに合わせた自主的なルール（地区まちづくりおよび景観まちづくり）を提案できるようにするとともに、これらのまちづくりを推進します。⇒成果指標①
- ・広告物などの規制・街並みを保全・創出するためのルールづくりを進めます。

□魅力ある良好な住環境の整備促進

- ・景観条例を活用し、地区のまちづくりにあわせた景観計画重点地区の指定促進を図ります。公共施設の整備においては、引き続き専門家による景観アドバイザー制度を活用し、魅力ある景観の創出を図ります。
- ・市民主体で、街並みやふるさとと景観を創出・保全していくため、普及啓発活動により景観に対する理解と協力を促進するとともに、地域住民主体による景観づくりに対する支援を行います。
- ・快適で良好な住環境を維持・創出するため、開発事業者へのPRや住宅計画相談を通して、地域に応じたきめ細かな対応を図り、建築協定の締結などの制度の活用を促進します。⇒成果指標②
- ・緑豊かな武里団地の住環境を維持しながら、多様な世帯が安心して暮らせる活力あるコミュニティを目指し、居住者・独立行政法人都市再生機構と連携を図りながら団地の再生に努めます。
- ・官学連携事業を推進し、高齢化が進んでいる武里団地のにぎわいと交流づくりを支援します。
- ・わかりやすい市街地にするため、市民の合意を得ながら町名地番の整理に努めます。

□三世代がつながるまち春日部

- ・親と子、そして孫の三世代が近くにすみふれあうことで、それぞれ経済的にも精神的にも、さまざまな面で助け合うことができる「三世代がつながるまち」を目指して、子育て世代と親世代をつなげるためのサポートを推進します。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 地区まちづくり計画の数および景観まちづくりの数		—	5 地区 (平成 29 年度)
指標値の根拠	平成 25 年度から毎年 1 カ所の指定を目標とします。		
② 建築協定区域の数		13 地区 (平成 23 年度)	19 地区 (平成 29 年度)
指標値の根拠	大規模な開発事業において、建築協定の締結を推奨し、建築協定区域の数を毎年度 1 カ所の認可を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・市民自らが、景観形成の推進に関心を持ち、寄与することが望めます。

■主な事業

事業名	事業内容
地域まちづくり支援事業	・ 地域住民が主体となって、その地域の特性を生かした魅力あるまちづくり（地区まちづくりおよび景観まちづくり）を推進します。
景観まちづくり事業	・ 市の景観資源を守り育て、良好な景観形成を図ることにより、市民が親しみと愛着、誇りをもてるまちづくりを行います。
建築指導事務（建築協定）	・ 開発事業者や地域住民によりその地区の特性を活かしたまちづくりの基準を定めることで、よりよい生活環境を確保することのできる建築協定の締結を推奨します。
住居表示事務	・ 住居表示実施区域の新築に伴う、住居番号の付定および住居表示証明事務を通じて市民生活の利便性の向上を図ります。
ふれあい家族住宅購入奨励事業	・ 市内において、親世帯と近くに居住するために初めて住宅を取得した子世帯に対し、諸要件を満たした場合に登記費用の一部を支援することで、地域の活性化・定住の促進を図ります。
官学連携団地活性化推進事業助成補助金	・ 武里団地居住者を対象に地域貢献する大学などの学生グループに対し、団地に居住するための費用の一部を支援します。

■個別計画

- ・ 春日部市都市計画マスタープラン
- ・ 春日部市景観計画

施策

3-2-1

円滑に移動できる幹線道路の整備

目的

市内の*幹線道路を、円滑かつ安全に移動できるようにすること。

現状と課題

- ・市民の活動範囲の広域化と車社会の進展に伴い、道路の果たす役割はますます重要になっています。歩行者および利用者が安全・快適に通行することができる道路施設の整備が求められているとともに、地震などの災害時に備えて、*延焼遮断帯、避難路、緊急車両の通行などに役立つ幹線道路の整備も必要です。
- ・本市の道路総延長は平成 23 年度末時点で約 1,049km、そのうち * 都市計画道路は 32 路線約 75km です。都市計画道路の整備率は約 59% ですが、都市機能を向上するためには、市内の道路ネットワークおよび * 広域幹線道路の整備が不可欠です。
- ・本市の幹線道路として、国道が 3 路線、県道が 13 路線のほか、都市計画道路およびそれ以外の 1・2 級市道などがあります。とくに、国道 4 号および国道 16 号が交わる本市は、交通の要衝といわれていますが、市内を通過する幹線道路では慢性的な交通渋滞が生じています。
- ・広域幹線道路については、国道 4 号バイパスが庄和インターチェンジを除く区間の 4 車線化が完了し、さらに庄和インターチェンジにおいても 4 車線化の整備が推進されています。今後は、庄和インターチェンジに接続される * 地域高規格道路「* 東埼玉道路」の整備促進などが課題となっています。
- ・中心市街地を取り巻く環状道路は、都心に集中する交通を処理する路線です。今後、業務核都市として、増大すると見込まれる都心への交通を円滑に処理できるよう整備する必要があります。

■施策の方向性

□都市計画道路の整備推進

- ・幹線道路については、市域のみならず、周辺市町との道路ネットワークを構築しながら、都市計画道路の整備・充実を図ります。とくに、武里地区と内牧地区を結ぶ交通の円滑化を図るため、武里内牧線の早期完成を目指します。⇒成果指標①
- ・* 連続立体交差事業とあわせて春日部駅周辺の道路整備を推進し、交通渋滞の解消や到達時間の短縮など交通の円滑化を図ります。とくに、中央通り線は春日部駅東口へのアクセス向上のため、国道 16 号から県道春日部久喜線までの区間の早期完成を目指します。⇒成果指標①

□国道・県道の整備促進

- ・東埼玉道路および国道の整備促進を国へ要望するほか、周辺市町と連絡する上野長宮線などの早期完成を、関係機関に対して引き続き積極的に要請していきます。
- ・県道松伏春日部関宿線と西金野井春日部線の拡幅整備および県道野田岩槻線（都市計画道路大場大枝線）の早期完成を関係機関に要請していきます。

□1・2 級市道の整備推進

- ・歩道や自転車道、案内標識の設置など、安全性や利便性に配慮した道路施設の整備を進めます。
- ・利用者にやさしく、* バリアフリー化に配慮した道路施設の整備を推進します。

□ * 都心部環状道路の整備推進

- 都心に集中する交通を円滑に処理するとともに、中心市街地における回遊性を高めるため、都心部における通過交通を抑制する都心部環状道路の整備を推進します。⇒成果指標①

□ 道路景観の創出

- 中心市街地の幹線道路における電線類の地中化を推進し、道路の有効利用と良好な都市景観の形成に努めます。
- 道路環境の向上を図るため、地域の特性に応じた街路樹の植栽や沿道の緑化を推進します。

■ 成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 都市計画道路の整備状況（整備率）		59% （平成 23 年度）	65% （平成 29 年度）
指標値の根拠	32 路線の都市計画道路について、整備済み延長に、整備中および整備予定延長の約 5,460m を追加し、目標とします。		

■ 市民・地域の協力

- 整備路線の計画や施工に際して、理解と協力が望まれます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
中央通り線整備事業	中央通り線の整備により、中心市街地へのアクセス向上および安心・安全な歩行者空間のネットワーク形成を図ります。
武里内牧線整備事業	武里地区から中心市街地を通り、内牧地区を南北に縦断する幹線道路として整備を図ります。市街地の発展を促進するとともに、渋滞の緩和を図り、円滑な道路交通を促進します。
大場大枝線整備事業（県営事業）	東武鉄道伊勢崎線（愛称：東武スカイツリーライン）の武里駅付近の慢性的な交通渋滞を解消させるとともに、生活環境の向上と商店街の活性化を図ります。

■ 個別計画

- 春日部市都市計画マスタープラン

施策

3-2-2

安全快適に移動できる生活道路の整備

目的

市内の*生活道路を、安全で快適に移動できるようにすること。

現状と課題

- ・身近な生活道路は、市民生活に不可欠な道路であり、安全性を第一とした整備が求められています。とくに、近年、高齢者による交通事故が増えており、子どもからお年寄りまで、だれもが安心して通行できる生活道路の整備が求められています。
- ・住宅地内の生活道路では、*幹線道路の抜け道として使われている箇所があり、地域住民の安全を脅かしています。各道路の位置づけや役割を明確にし、その役割に応じた幅員確保および道路施設の充実が求められています。
- ・生活道路は、住宅地へのアクセス機能だけでなく、災害時の避難路や緊急車両の進入路としての役割を担っています。そのため、とくに狭い道路においては、沿道住民の理解および協力を得ながら、早期に整備することが求められています。

■施策の方向性

□生活道路の整備推進

- ・住宅地域へのアクセスの確保、緊急車両の進入路、避難路を確保するため、地域の主要な生活道路を中心に、6m未満の道路の拡幅や新設改良を推進します。⇒成果指標①・②
- ・河川空間を活用した防災道路の整備促進により、災害に強い道路整備に努めます。
- ・集落における生活道路については、*ほ場整備や農道整備などの農業関連事業との連携を図りつつ、整備を推進します。

□橋りょうの整備推進

- ・地域間の一体化や交通混雑解消のため、(仮称)銚子口橋などの橋りょう整備や河川改修に伴う橋りょうの整備を推進します。

□交通安全施設の整備推進

- ・ガードレールや縁石ブロックなどの設置により交通安全施設の整備を推進します。
- ・車両との通行区分を分離し、遊歩道、自転車道の整備を推進します。

□道路施設の計画的な維持管理

- ・利用者の事故防止と利便性の向上のため、道路施設の改善、側溝の改修などを推進します。
- ・安全性の確保のため、既設の橋りょうの調査・点検を行い、老朽化した橋りょうの補修および改修工事の実施など計画的な維持管理に努めます。
- ・道路パトロールや市民から寄せられる情報に基づき、迅速かつ適切な維持管理に努めます。
- ・業務の適正・合理化を図るため、基準点や道路台帳などの維持管理を充実するとともに、電子計算処理システムの整備を進めます。また、道路の管理区分の明確化のため、道路境界標などの設置を行います。

□*開かずの踏切などの安全対策の推進

- ・開かずの踏切（春日部駅付近*連続立体交差事業区間を除く）などの安全対策については、速効対策として、とくに自動車・歩行者の通行が著しい踏切について土地利用状況などを整理し、優先度が高いとされた踏切から、鉄道事業者と調整を図り、踏切内の歩道部の拡幅整備を推進します。
- ・開かずの踏切などの抜本対策として、沿線市町と連携・協力して、東武鉄道伊勢崎線（愛称：東武スカイツリーライン）の北越谷駅以北の高架化について関係機関に要望します。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 道路改良率		61.8% (平成 23 年度)	63.2% (平成 29 年度)
指標値の根拠	平成 18 年度から平成 24 年度までの実測値を参考にして、平成 25 年度から平成 29 年度までの予測値を算出し、63.2%を目標とします。		
② 舗装率		83.7% (平成 23 年度)	84.9% (平成 29 年度)
指標値の根拠	平成 18 年度から平成 24 年度までの実測値を参考にして、平成 25 年度から平成 29 年度までの予測値を算出し、84.9%を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・整備路線の計画や施工、維持管理に際して、理解と協力が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
道路改良事業	・ 道路の拡幅整備や、道路線形の見直し、歩道の設置推進、既設歩道の * バリアフリー化を推進するなど、市民の利便性や安全性の向上を図ります。
橋りょう整備事業	・ 河川改修に伴う橋の架け替え、橋りょう長寿命化修繕計画などに基づき老朽化が進んでいる橋りょうの適切な管理を推進します。
道路施設維持管理事業	・ 緊急を要する道路の維持補修および道路パトロールによる危険箇所の早期発見と補修などにより、効率的な道路の維持管理と交通安全の向上を図ります。
道水路管理事業	・ 官民境界に関する正確な座標を管理し、必要に応じ提供します。道路台帳を最新の内容に更新し、道路管理および市民などへの情報提供をします。
橋りょう長寿命化修繕事業	・ 春日部市内 560 橋のうちとくに重要な 44 橋について、1,2 級幹線道路、駅周辺道路、バス路線、道路ネットワークに不可欠な橋を、橋梁長寿命修繕計画に基づきライフサイクルコストの最小化と構造の長寿命化を図ります。
埼玉広域農道保全対策事業負担金	・ 道路舗装の傷みが深刻な、埼玉広域農道全線について舗装の整備計画を策定します。

■個別計画

- ・ 春日部市都市計画マスタープラン

施策

3-2-3

便利に利用できる公共交通の充実

目的

公共交通の利用者が、安全、快適、便利に移動できるようにすること。

現状と課題

- ・ 鉄道駅は、市内には 8 駅あり、東武鉄道伊勢崎線（愛称：東武スカイツリーライン）および野田線が交差し、春日部駅で結節しています。いずれの路線も、首都圏における放射方向の交通の大動脈として、また主要都市間を結ぶ環状方向の交通手段として、重要な役割を担っています。
- ・ バス路線網については、主に春日部駅を起点とし 20 路線程度運行されており、通勤・通学者などの交通手段として、重要な役割を担っています。
- ・ 本市は、全体的に交通利便性が高い一方で、地域の格差を解消するような移動サービスの提供が求められています。また、鉄道の重要性が高い一方で、鉄道による市街地の分断や、踏切遮断による交通障害問題が顕在化しています。
- ・ 鉄道・バスといった公共交通機関は、環境に優しく、子どもや高齢者、障がい者などが安心して利用できる移動手段であり、環境保全の観点や、高齢化の急速な進展などから、今後、その重要性はより一層高まるものと思われます。
- ・ 公共交通機関の利用促進を図るとともに、関係機関に対し、利便性の向上および輸送力の増強を働きかけていく必要があります。
- ・ 高齢者や障がい者などの移動手段の確保や、バスルートやバス停の配置、運行間隔など、市民の生活実態やニーズにあったバス交通網の整備が求められています。
- ・ 鉄道駅利用者数および市内バス利用者数については少子高齢化などの影響から近年減少しており、利用者数の減少によって公共交通機関の維持が懸念されます。
- ・ 鉄道間、鉄道とバスの間など公共交通機関の相互の結節や連絡（乗り換え）を円滑にしていくことにより、だれもが便利に安心して移動ができるようなネットワークの形成が必要です。
- ・ 高齢者や障がい者が公共交通機関を利用する際、鉄道駅の階段やバス乗降口のステップなどが障害となり、安全な移動を妨げている場合があります。
- ・ だれもが公共交通を利用して、快適に移動できるよう公共交通機関の*バリアフリー化を進める必要があります。

■施策の方向性

□鉄道の利便性の向上

- ・ 沿線市町と連携・協力して、東武鉄道伊勢崎線（愛称：東武スカイツリーライン）の北越谷駅以北の高架化や東武鉄道野田線の春日部駅以東の複線化などによる輸送力の増強、駅施設の整備改善などによる利便性の向上について関係機関に要望します。⇒成果指標①
- ・ だれもが利用しやすい公共交通機関の整備を図るため、交通結節点としての駅や駅前広場における交通施設などの整備を促進します。⇒成果指標①
- ・ 市の顔となる春日部駅をはじめとする各駅設備の利便性の向上を図ります。⇒成果指標①
- ・ 都市基盤の整備、鉄道利用可能地域の拡大などを図るため、長期的な視点から、既設線を利用した相互直通運転や路線増設などの可能性について検討します。⇒成果指標①

□バス路線の利便性の向上

- ・* コミュニティバスについては、利用動向などを基にした調査・研究を行いながら、市民ニーズに沿った運行を行い、利便性の向上と効率的な運営に取り組みます。⇒成果指標①
- ・路線バスについても、利便性の高い路線設定や運行本数の確保など、サービスの充実に向けて関係機関に働きかけます。⇒成果指標①
- ・駅を中心としたバス交通ネットワーク形成を図ります。さらに移動の利便性および安全性を向上させるため、バス交通サービスの充実に努めます。⇒成果指標①

□公共交通機関のバリアフリー化

- ・* ノンステップバス導入などを促進することにより、公共交通機関のバリアフリー化を進めます。⇒成果指標②

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 鉄道・バスの1日平均乗降客数		166千人 (平成23年度)	162千人 (平成29年度)
指標値の根拠	市の直営事業以外の鉄道・路線バスを含む全ての市内公共交通の利便性向上を図ることから、市として事業者などの関係機関に要望活動などを行うことにより、その成果として、減少傾向が著しくなると予想される鉄道・バスの1日平均乗降客数について、現状の減少傾向に留めることを目標とします。		
② ノンステップバス導入台数		10台 (平成23年度)	19台 (平成29年度)
指標値の根拠	市内運行の路線バスのうちノンステップバスを1台/年度程度のペースで導入をしていくことを目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・公共交通の重要性に対する理解と、利用などを通して協力が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
コミュニティバス運行事業	・市内公共交通のネットワーク化が図られるよう、だれもが利用しやすく持続可能なコミュニティバスの運行を行います。
鉄道整備促進事業	・沿線地域市町、国、県および鉄道事業者の協力体制により、東武鉄道伊勢崎線（愛称：東武スカイツリーライン）北越谷駅以北の高架化や、東武鉄道野田線春日部駅から運河駅間の複線化、各駅施設のバリアフリー化などについて早期実現を図ります。
ノンステップバス導入促進費補助金	・高齢者や障がい者などの路線バス利用者の利便性向上を図るため、バリアフリー化された鉄道駅に乗り入れするバス路線に、超低床ノンステップバスの導入を行う事業者に対して補助金を交付します。

■個別計画

- ・春日部市地域公共交通総合連携計画

施策

3-3-1

緑の保全と公園の整備充実

目的

豊かな緑や自然環境が保全・創出され、市民が自然の中で安らぐことができ、また、目的にあった公園などを気軽に利用できるようになること。

現状と課題

- ・公園、緑地、緑道は、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場として、市民生活にうるおいを与えるとともに、災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。
- ・平成 23 年に「緑の基本計画」を策定しており、市全体の「緑」全般に関する総合的な計画を示しています。この「緑の基本計画」に基づいて、市民と行政が一体となって、緑地の保全や緑化を推進し、緑豊かな環境をつくり出していくことが不可欠です。
- ・本市の公園の整備状況は、平成 23 年度末で、* 都市公園が 224 力所、広場が 136 力所であり、市民一人当たりの公園面積は 4.21㎡となっています。
- ・社会の成熟化に伴い、生活に身近な環境への関心が高まってきており、あらためて公園や緑地などやすらぎや憩いをもたらす空間の確保・充実が都市づくりの重要な課題となっています。
- ・公園について、だれもがいつでも安心して利用できるよう、適切な維持管理が必要とされています。

■施策の方向性

□計画的な緑の保全・緑化の推進

- ・「緑の基本計画」に基づいて、総合的、計画的に緑の保全、緑化の推進施策を実施します。
⇒成果指標①

□特徴的な緑の一体的な保全

- ・緑豊かな貴重な自然空間として、田園地帯・台地・河川沿いにおける樹林地、市街地の大径木、社寺林および緑地の保全に努めます。⇒成果指標①
- ・良好な都市環境の形成を図るため、* 生産緑地の保全、追加指定に努めます。⇒成果指標①

□緑化の推進

- ・公共施設の敷地内の緑化を推進します。
- ・市街地に分布する良好な樹木や緑地に残る樹木を保存樹木として指定し、その保全のための助成を行います。

□公園の整備推進

- ・居住環境の向上を図るため、公園・緑道などの整備を推進し、市民が身近でくつろぐことができる空間の創出に努めます。また、県と連携して県営公園など大規模な公園の整備に取り組みます。
⇒成果指標②
- ・子どもから高齢者までの幅広い世代が一緒にふれあえるような公園に再整備します。

□公園の安全性の向上

- ・公園の施設や遊具について安心して利用できるよう点検や改修を行います。
- ・美観や防犯の観点から、公園・緑地内の樹木や生垣などの適切な維持管理を図ります。

□市民参加による緑の保全・創出

- ・民有地における緑化を誘導するとともに、* 緑化協定の奨励、生垣の設置に対する助成、また、苗木の配布など、市民と行政が一体となった緑化を推進します。
- ・小学生の健全育成のために、土と親しむ機会の提供や花への理解を図ることを目的として、小学生による草花の種まきを推進します。

□市民参加による公園づくりと維持管理

- ・公園における花植えや樹木の剪定、清掃などについて、地域住民による自主管理やボランティアの活用など、市民との* 協働による管理体制づくりを進めます。
- ・市民のニーズにあわせた公園整備や充実化を図るため、市民参加による公園づくりを進めます。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 緑地の確保量		2,467.7 ha (平成 23 年度)	2,491.1 ha (平成 29 年度)
指標値の根拠	都市公園・生産緑地・開発事業による提供公園などの緑の増加を見込み、2,491.1ha を目標とします。		
② 一人当たり都市公園面積		3.06㎡ / 人 (平成 23 年度)	3.54㎡ / 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	大枝公園と県営公園の整備をすすめ、3.54㎡ / 人を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・地域住民やボランティアによる、公園における花植えや樹木の剪定、清掃などの維持管理を行うことが望まれます。
- ・市民のニーズにあわせた公園整備や充実化を図るため、市民参加による公園づくりが望まれます。
- ・市民が緑をより一層身近に感じることができるよう、庭先の植樹、生垣、花壇などによる緑化への協力が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
公園維持管理事業	・公園利用者が安心して利用できるよう、施設の修繕や清掃、樹木の剪定、巡回点検などを行います。 ・指定管理者による都市公園の運営維持を行い、市民サービスの向上と経費削減を図ります。
大枝公園整備事業	・大枝公園の整備を推進し、周辺住民の利便性を高めます。
子育てふれあい公園リニューアル事業	・公園の緑化を推進するとともに、子どもから高齢者までが集える拠点として公園の再整備を行い、地域の活性化を図ります。
緑化奨励補助金	・緑化協定を締結している地域団体、市が指定する保存樹木、新たな生垣の設置など、市民の緑の保全、推進活動に対して助成を行います。
新たな森整備促進事業	・埼玉県が実施する「新たな森」の公園整備に伴い、地元説明会や用地確保などの事務を協力します。
中央町第1公園移転事業	・新病院の建設計画に伴い廃止される中央町第1公園の代替公園について、移転を進めます。

■個別計画

- ・春日部市緑の基本計画
- ・春日部市都市計画マスタープラン

施策

3-4-1

総合的な治水対策の推進

目的 河川・水路などの施設整備により、浸水被害を防ぐこと。

現状と課題

- ・市内は、江戸川、中川、新方川、大落古利根川の流域に区分され、9本の*一級河川と9本の*準用河川があり、排水機能を担っています。そのため、水の豊かな環境を形成するとともに、治水対策が不可欠であり、河川との共生が都市づくりの重要な課題となっています。
- ・*首都圏外郭放水路の完全通水により、台風など集中豪雨による浸水被害が大幅に軽減されてきていますが、江戸川の堤防強化事業をはじめ、国・県管理の河川改修の整備促進が課題となっています。
- ・市内の大半が低平な土地であることから、水が流れにくい現状となっており、急激な降雨時において、浸水や冠水などの被害が生じています。とくに市街化の進展に加えて、近年発生している急激なゲリラ豪雨により、雨水排水量が増加しており、河川の改修や調整池、生活排水路などの整備が重要課題です。また、農地の無秩序な埋め立てに伴い、道路や農地の冠水が増える傾向にあるため、雨水の*保水・遊水機能の確保が必要です。

■施策に関する参考情報

【一級河川・準用河川の名称および延長】

【一級河川】

河川名	延長	市内延長
江戸川	38,650 m	9,150 m
中川	61,510 m	8,050 m
新方川	11,000 m	1,200 m
会之堀川	4,500 m	4,400 m
大落古利根川	26,700 m	9,650 m
古隅田川	4,800 m	4,650 m
隼人堀川	14,290 m	1,680 m
倉松川	13,450 m	2,920 m
首都圏外郭放水路	6,300 m	6,300 m
合 計		48,000 m

【準用河川市管理水路】

河川名	延長
安之堀川	3,400 m
旧古隅田川	1,990 m
備後川	1,130 m
中之堀川	2,850 m
幸松川	2,410 m
動測堀川	940 m
庄内領恵水路	7,724 m
18号水路	6,680 m
打田落し	2,530 m
合 計	29,654 m

■施策の方向性

□堤防強化事業の促進

- ・江戸川沿いの堤防強化事業の促進を図り、災害に強く自然にやさしい河川環境づくりを進めます。

□国・県管理の河川改修の整備促進

- ・台風などの集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、国や県が管理する一級河川の整備を促進します。

□河川・水路施設の整備推進

- ・都市化の進展に伴う、雨水流出量の増大に対する治水対策、浸水が頻繁に発生する地域における浸水対策として、準用河川の改修や幹線水路・生活排水路の整備を推進します。⇒成果指標①

□ポンプ場の整備推進

- ・一級河川の改修計画と整合を図りながら、ポンプ場などの改良を推進します。

□公共下水道（雨水）の整備推進

- ・市街地においては、道路冠水などの被害が頻繁に発生している地域について、公共下水道の雨水事業として整備を推進します。

□保水・遊水機能の向上

- ・流域における治水対策として、豪雨時の河川・水路に対する増水負担の軽減を図るため、公園、広場、公共公益施設用地などを利用し、雨水を一時的に貯留・浸透させる施設の設置に取り組みます。
- ・調整池の整備により、保水・遊水機能の向上に取り組みます。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 準用河川の整備延長		13,168m (平成 23 年度)	14,668m (平成 29 年度)
指標値の根拠	県事業による「県道松伏春日部関宿線」整備に伴う 18 号水路の改修が平成 29 年度までに約 1,500m 延長されることから、14,668m を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・雨水の貯留、浸透への取組が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
治水対策事業	・ 準用河川を改修整備することにより、浸水被害の軽減を図り、安全で安心の生活環境を確保します。
下水道築造事業（雨水）	・ 公共下水道（雨水）に位置づけられたポンプ場の機能維持を図り、安定的な内水排除を行うため、機械電気設備などの整備や雨水幹線の築造を進めます。
河川施設維持管理事業	・ 水路内の汚泥の＊浚渫や清掃など、水路やポンプ施設を良好な状態に保ち、水路断面を確保することにより、安心して住める環境を確保します。
公共下水道事業会計負担金（雨水）	・ 下水道築造事業（雨水）に係る費用の一部を負担します。

施策

3-4-2

自然に親しめる水辺づくり

目的

市民が自然豊かな水辺空間を楽しむことができるようにすること。

現状と課題

- ・市内には、江戸川、中川、大落古利根川などがあり、景観を特徴づける水と緑の空間を形成しています。これからも水辺が市民の憩いの場となるよう、自然景観の保全など環境に配慮した親水施設などの整備が求められています。

■施策に関する参考情報

【大落古利根川の遊歩道】



■施策の方向性

□親水空間の創出

- ・河川・水路沿いの空間を活用し、市民が親しみやすい水辺づくりを図るとともに、自然環境に配慮した河川整備を推進します。
- ・市民の憩いの場として、せせらぎの復活や親水施設の設置など、景観に配慮した施設づくりを推進します。

□* 水と緑のネットワークの形成

- ・安全で快適な生活環境を創出するため、自然環境の残る緑地や大落古利根川を始めとする各河川沿いの空間を活用した緑道や遊歩道の整備・維持管理を図ります。平成 24 年度の県事業として、「川のまると再生プロジェクト」に「大落古利根川のプロジェクト」が採択されており、市民・県・市が連携し、水と緑のネットワーク化を推進します。⇒成果指標①
- ・用水路、河川、公園、緑道を遊歩道やサイクリングロードで結び、そのネットワーク化を図ります。

成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 水辺を活用した緑道の整備延長		5,906m (平成 23 年度)	13,000m (平成 29 年度)
指標値の根拠	平成 29 年度までに「大落古利根川 6,000m」「倉松川 1,100m」がそれぞれ延長されることから、緑道延長 13,000m を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・市内の緑地や水辺空間を緑道や街路樹などで結ぶ、水と緑のネットワークの形成に市民・地域の協力が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
春日部市における「川のまると再生プロジェクト」推進事業	・ 県事業である「川のまると再生プロジェクト」により、水と緑のネットワーク化を推進します。
川の駅整備事業	・ 春日部市では、遊歩道利用者が休憩できる「川の駅」の整備を行います。

■個別計画

- ・ 春日部市都市計画マスタープラン
- ・ 春日部市緑の基本計画

施策

3-5-1

安全で安定した水の供給

目的

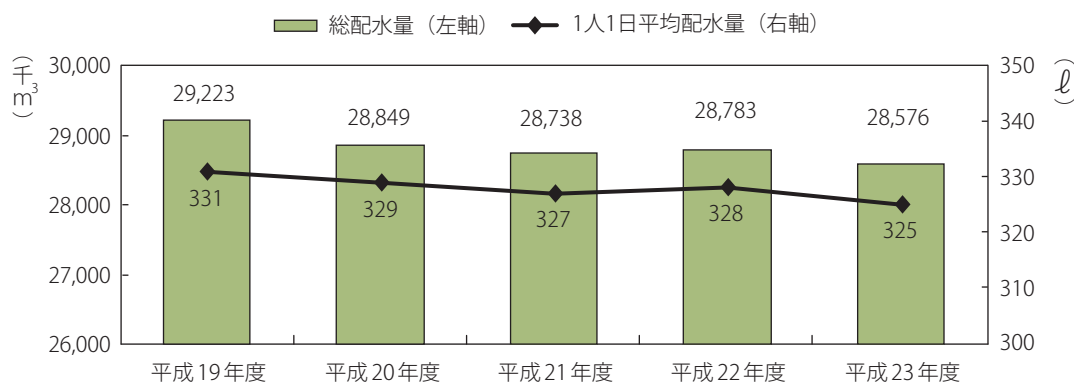
市民が安全で安定した水を利用できるようにすること。

現状と課題

- ・本市の上水道は、昭和 29 年に給水を開始して以来、給水区域や施設規模の拡張を重ねてきました。これにより上水道は現在、ほぼ全世帯に普及して社会基盤（* ライフライン）として重要な役割を果たしています。
- ・本市の創設期以来整備してきた水道施設は、老朽化による更新の時期にきており、改修と維持管理への対応が求められています。
- ・安全で安定した水を供給するため、水道施設の維持管理体制や水質管理体制の強化に努めるとともに、災害や緊急時の体制の充実を図る必要があります。

■施策に関する参考情報

【上水道年間総配水量および 1 人 1 日平均配水量】



■施策の方向性

□安全で安定した水道水の供給

- ・市民に安心して水道水を利用してもらうよう、水質基準項目以外の項目に関しても、水質検査を実施します。⇒成果指標①
- ・老朽化した浄水設備の改修、水道管の管網の整備・更新を計画的に行い、水の安定供給を図ります。⇒成果指標②
- ・水運用の効率化をさらに高めるため、* 不明水の早期確認、老朽管・施設の更新および中央管理システムの導入を進めます。

□災害対策の充実

- ・各浄水場において飲料水を確保し給水拠点とするため、浄水施設や配水池などの耐震補強を図ります。
- ・* 危機管理マニュアルの見直しや災害を想定した訓練を実施します。

□経営の健全化

- ・事務事業の見直しや外部委託の拡充など、一層の事業効率化に努めるとともに、適正な受益者負担による経営基盤の安定を図ります。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 水質基準適合率		100% (平成 23 年度)	100% (平成 29 年度)
指標値の根拠	浄水の水質基準項目 50 項目および水質基準項目以外の水質基準適合率を 100%の目標とします。		
② * 石綿セメント管更新率		72.2% (平成 23 年度)	100% (平成 29 年度)
指標値の根拠	老朽管である石綿セメント管を年間 5km 程度更新し、管路の耐震化を図り、更新率を 100% の目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・水の大切さを理解し、効率的かつ有効な利用が望めます。

■主な事業

事業名	事業内容
水道施設維持管理事業	・市内の給・配水管は老朽化が進んでおり漏水件数も増えています。漏水箇所の早期発見と、修繕の迅速な対応に努め、適切な維持管理を進めます。
配水管更新事業	・耐震性の高い安心な上水道管を布設します。
浄水場耐震化事業	・老朽化が進んだ各浄水場の施設において、耐震性に優れた施設整備を行います。
水質管理	・水道法、省令、規則などに基づく水質検査を実施し、安全な水道水を供給します。

■個別計画

- ・春日部市水道施設整備基本計画

施策

3-5-2

公共下水道の整備

目的

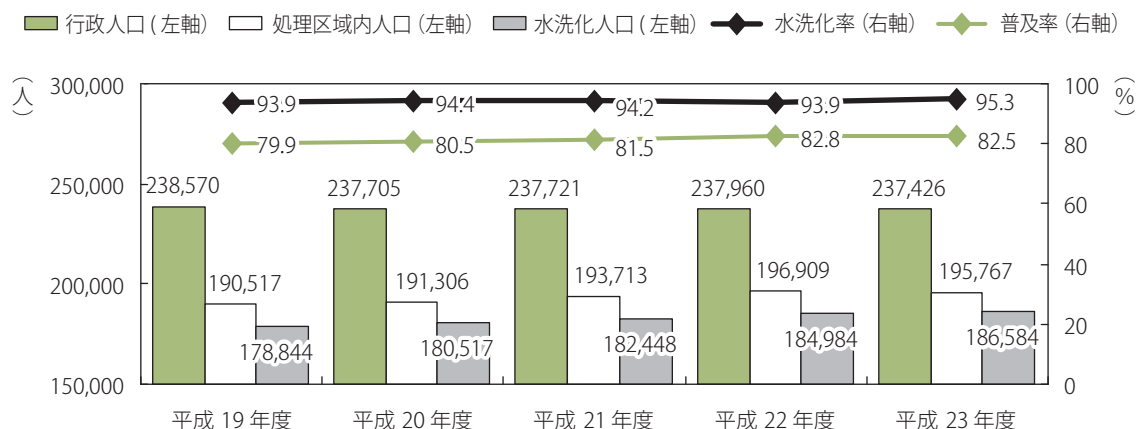
公共下水道が、衛生的かつ環境に負担をかけずに汚水排水処理ができるようにすること。

現状と課題

- ・下水道は、市民の安全で快適な生活を確保し、都市環境の保全、河川などの水質汚濁防止や親水対策のために重要な役割を果たす必要不可欠な社会資本です。また、衛生的な住環境や都市環境の保全につながり、河川などの水質保全などを図るために必要な都市施設でもあります。
- ・本市の下水道については、11市4町の流域下水道として整備を進めていますが、依然として生活排水が河川などに流出している地域もあり、河川水質汚濁の原因にもなっているため、より一層の普及率・水洗化率の向上が求められています。

■施策に関する参考情報

【下水道水洗化率の推移】



■施策の方向性

□公共下水道の整備および維持管理の推進

- ・公衆衛生の向上、河川などの水質保全などの汚水対策、降雨時の排水などの雨水対策のため、公共下水道の整備を計画的に推進します。⇒成果指標①
- ・下水道管きょ内の堆積物の調査や清掃、* 不明水の調査・工事などを実施し、良好な下水道施設の維持管理を行います。
- ・下水道管を効率的に管理するため、老朽化にあわせて優先度を付けて改修するストックマネジメントを導入して長寿命化を図ります。

□水洗化率の向上

- ・供用開始された区域の市民に対し、公共下水道接続を促進するため、水洗化融資制度を引き続き実施するとともに、説明会などの啓発活動を通して、水洗化率の向上を図ります。⇒成果指標②

□事業認可区域の拡大

- ・ * 市街化区域内の下水道事業未認可区域については、下水道事業認可区域に編入するなど、計画的な下水道整備に努めます。
- ・ * 市街化調整区域内の下水道計画区域については、公共下水道整備を基本に、今後は浄化槽による汚水処理も含めて計画的な下水道整備に努めます。

□下水道事業の公営企業化などによる経営基盤の確立

- ・ 公共下水道事業の健全経営を図るため、* 公営企業会計方式や外部委託などによる経営の効率化を進めます。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 下水道整備率		95.3% (平成 23 年度)	98% (平成 29 年度)
指標値の根拠	目標年次における事業認可区域面積に対する整備済予定区域面積であり、98%を目標とします。		
② 水洗化率		95.3% (平成 23 年度)	97% (平成 29 年度)
指標値の根拠	平成 19 年度から平成 23 年度までの推移率 1.5%を乗じ、97%を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・ 下水道事業の理解と、供用区域における水洗化の協力が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
下水道築造事業	・ 公共下水道の整備を促進し、河川への生活排水および工場排水の流出を減少させ公衆衛生の向上に努めるとともに水質保全を図ります。
下水道施設維持管理事業 (水質検査)	・ 対象事業場から排出される廃水が、水質基準に適合し、除害施設の適正な維持管理が行われているか、定期的に水質検査を行います。
公共下水道普及推進事業	・ 公共下水道未接続世帯などに対し、水洗化を推進し下水道普及率の向上を図ります。
ポンプ場維持管理事業	・ ポンプ場施設の老朽化に伴う異常・危険箇所の修繕を行い、予防保全型管理へと転換を図ります。
下水道施設維持管理事業 (管路施設)	・ 下水道施設の老朽化に伴う、管路の詰まりや機能不全に対し、調査、補修、取り替え工事など管路施設などの維持管理を効率的に実施します。
公共下水道事業会計補助金 (汚水)	・ 公共下水道事業会計における歳入歳出の財源不足分について、一般会計からの補助金です。

■個別計画

- ・ 春日部市下水道事業中期経営計画

施策

3-6-1

市営住宅の適切な管理

目的

市民が安心して快適に住み続けられるように住宅を供給すること

現状と課題

- 平成 23 年度末時点、県営住宅は 743 戸、市営住宅は中層住宅が 282 戸、低層住宅が 177 戸、あわせて 459 戸が整備されています。そのうち、市営住宅は、昭和 56 年新耐震基準以前に建設された中層住宅が 54 戸あり、耐震化対策が必要となっています。
- 入居募集している住宅のうち、耐用年数を超えている建物の老朽や施設設備の陳腐化が進んでいる木造平屋建てについては、耐震性の確保や維持補修などが必要となっています。
- 市営住宅は、建物の老朽化および構造上の問題などから、* バリアフリー改修について、団地の状況に応じて順次進めています。今後も、だれもが利用しやすい住環境を目指して、計画的にバリアフリー化を進める必要があります。

■施策に関する参考情報

【市営住宅の状況】



■施策の方向性

□市営住宅の供給計画の見直し

- ・「*住生活基本計画」、「*地域住宅計画」などの策定を図り、魅力ある快適な居住環境を創出するとともに、建て替えを含め、効率的な市営住宅の活用を推進します。

□適正な維持管理と居住水準の向上

- ・市営住宅長寿命化計画（平成24年度～平成32年度）に基づいて耐震対策、外壁や配管改修など、市営住宅の維持・補修を行い、計画的な改修に努めます。⇒成果指標①
- ・高齢者対応、バリアフリー化など、効率的・効果的な維持改修により、市営住宅の居住水準の向上に努めます。⇒成果指標② とくに上蛭田第二住宅については、早急に耐震診断を実施し、建物の耐震化を進める必要があります。

■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 長寿命化計画に基づく維持・改善事業件数 228 戸のうち改善済み住宅戸数	0 戸 (平成 23 年度)	168 戸 (平成 29 年度)
指標値の根拠	長寿命化計画の期間である平成 32 年までに耐震対策や外壁改修工事を行い、168 戸を目標とします。	
② バリアフリー改修可能な市営住宅 68 戸（1 階部分）のうち、改修済み住宅戸数	12 戸 (平成 23 年度)	24 戸 (平成 29 年度)
指標値の根拠	住戸内の段差解消など、高齢者および障がい者に配慮した住宅改修を行っていくもので、空き家を対象に 1 年に 2 戸の改修により、24 戸を目標とします。	

■市民・地域の協力

- ・建て替えがある時には、入居している市営住宅から住み替えるなどの協力が望めます。

■主な事業

事業名	事業内容
市営住宅維持補修事業	・市営住宅の適正な維持管理のため、計画的な維持補修および改修を行い、市営住宅入居者の居住水準の維持向上を図ります。
市営住宅管理事務	・市民の居住の安定の確保のため、真に住宅に困窮する低額所得者などに対し、低廉な住宅を供給します。

■個別計画

- ・春日部市住生活基本計画
- ・春日部市市営住宅長寿命化計画

